

令和5年度  
第2回佐伯市児童館運営委員会



期 日 : 令和6年2月13日(火)  
時 間 : 13時30分~15時00分  
場 所 : 佐伯市役所 6階 第1委員会室

## ～ 次 第 ～

1	開会		
2	会長、副会長選任		
3	会長あいさつ		
4	課長あいさつ		
5	議事		
	(1) 児童館のあり方について	・ ・ ・ ・	1 頁
	(2) 令和6年度事業計画等について		
	上浦児童館	・ ・ ・ ・	5 頁
	佐伯児童館	・ ・ ・ ・	14 頁
	蒲江児童館	・ ・ ・ ・	24 頁
	弥生児童館	・ ・ ・ ・	37 頁
	(3) その他		
6	閉会		
	添付資料		
	佐伯市児童館条例	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	47 頁
	「児童館ガイドライン」	・ ・ ・ ・ ・ ・	62 頁

### 佐伯市児童館運営委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体	備 考
学識経験者	岩佐 礼子	あまべ文化研究所代表	
主任児童委員	河野 照代	主任児童委員代表	
児童健全育成 団体代表	中山 美保	児童クラブ代表	
	高畠 貴子	さいき読み聞かせ連絡協議会代表	
	平川 智子	母親クラブ代表	
教育関係者 代表	佐藤 英幸	佐伯市校長会代表(上野小学校長)	
	曾宮 康生	佐伯市 PTA 連合会代表	
児童館が所在す る地区の代表者	寺次 久美	佐伯地区代表	
	大浜 正人	上浦地区代表	
	大和 三代	弥生地区代表	
	白岩 嘉峯	蒲江地区代表	

任期 令和5年7月 28 日から平成令和7年7月 27 日まで

事務局

佐伯児童館	塩月 美佳	佐伯児童館長
上浦児童館	河野 貴史	上浦児童館長
弥生児童館	植木 優子	弥生児童館長
蒲江児童館	木許 理恵	蒲江児童館長
こども福祉課	宮田 耕一	課長
こども福祉課	高治 留美	総括主幹
こども福祉課	吉良 徳子	担当

市関係課

学校教育課	染矢 京子	総括主幹
健康増進課	池田 真愉美	総括主幹

# 上浦兒童館

運営主体：佐伯市社会福祉協議会

1 運営方針

(別紙のとおり)

2 職員配置状況

(1) 館長氏名：河野 貴史 (従事年数 0年11ヵ月)  
 (兼務の場合の他の職務：上浦支部長・介護保険事業所管理者)

(2) 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)等その他職員

職名	氏名	従事年数	資格の有無	主たる職務内容
児童厚生員	曾根 歩	17年10月	有	児童館事業全般
児童厚生員	福田 三知	20年6月	有	児童館・児童クラブ事業
児童厚生員	鈴木 優子	0年11月	有	児童館・児童クラブ事業
児童厚生員	佐藤 洋枝	1年9月	有	児童館・児童クラブ事業
児童厚生員	椎屋 明子	0年11月	有	児童館・児童クラブ事業

※ 職名：児童厚生員、支援員、事務員等

※ 資格の有とは、学校教諭、保育士資格、2年以上児童福祉事業に従事したもの(児童福祉施設最低基準第38条参照)

※ 資格の有無 … 有：児童厚生員、 無：支援員

3 施設の状況

(1) 各室の面積

室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
集会室	41.20	事務室	28.75
遊戯室	62.85	作業室	46.00
図書室	34.50	倉庫	23.00
便所	67.17	その他	
湯沸室		計	303.47

(2) 図書の状況 計 3,532

種類	冊	種類	冊
漫画	2,135	ビデオ・DVD	70
絵本	907		
紙芝居	420		

(3) 遊具の状況 計 157

種 類	数	種 類	数
すべり台	1	パズル、すごろく、カルタなど	45
ロッキンハッピー	1	ピアノ	1
おすべりマウス	1	赤ちゃん用おもちゃ	20
つみきセット	13	プラレール、ミニカーなど	10
おままごと、人形ごっこセット	34	ボードゲーム、カードゲーム	19
ブロックセット	2	竹馬、ホッピング	10

4 事業計画書及び収支予算書

- (1) 令和6年度事業計画(案) 別紙のとおり
- (2) 令和6年度収支予算書(案) 別紙のとおり

## 運営方針

児童館のテーマ『みんなで作る児童館』  
＜子どもに夢をあたえ、みんなで作る児童館を目指して＞

佐伯市上浦児童館では「みんなで作る（創る・作る・造る）児童館」を理念として、子どもたちが将来に向け夢をもてるように児童福祉の拠点として事業を実施いたします。

また、児童クラブ、子育て支援等の子育てに関する組織の育成・助長を総合的に進め、地域住民にも参加していただく運営をしていきます。

- (1) 児童館は「遊びを通じた児童の健全育成」「子育て家庭の支援」「地域の子育て環境作り」を目的とし、行政や社協の実施する福祉事業と連動して、住民みんなで作っていきような運営を行います。
- (2) 公の施設であることを自覚し、職員研修を徹底しながら利用者への公平なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- (3) 児童館が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営にいかせるよう「意見箱」を設置します。
- (4) 施設内での利用者の安全に配慮し、「施設の点検」や「危険な遊び」等の検証や指導を怠らず、社協のリスクマネジメントマニュアルに従いチェックリストを作成し、事故防止に努めます。
- (5) 児童クラブ、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、高校と定期的に連携を図り、新しい児童館像を模索・探求しながら、福祉教育の場としての活用を図り、児童の健全育成・市の福祉向上を図ります。
- (6) 老人クラブ等の地域組織や団体、地域住民やボランティアとの連携を図り、各団体等の交流の場として地域に根ざした運営を行います。
- (7) 高齢者及び高齢者福祉施設と交流を図り、高齢者を敬う心や思いやりの心を培うように努めます。
- (8) 明るく、美しい児童館を目指して、「花壇・樹木・施設」の整備、「清掃」に積極的に取り組み、利用者が安心して快適に利用できるような児童館をつくります。
- (9) 事業の実施やイベントの開催にあたっては、事前に「社協だより」、「市報」、「児童館だより」、「ホームページ」「インスタ」等でPRし、多数の参加者を募ります。
- (10) 児童館に「子どもなんでも相談室」を設置し、子どもからの相談を日常的に受け入れるようにします。
- (11) 「児童館だより」を毎月発行し、児童館での子どもの状況を保護者に伝えます。
- (12) 児童館運営に対する児童、保護者、住民の苦情に対して、謙虚に受け止め適切に対応し、必要に応じ改善していきます。
- (13) 地震や津波を想定した、緊急時の連絡体制の整備や避難訓練を定期開催し、利用者や職員の安全確保に努めていきます。

令和6年度 上浦児童館事業計画

(年 間)

月	事業名	内容	対象	参加予定人数	ガイドライン
4	4 春の遠足	にいなめフラワーパークへお弁当を持って出かける	乳幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑦
	6 クロネコヤマトの交通安全教室	クロネコヤマトの社員の方による交通安全教室	乳幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧
5	1 母の日プレゼント制作	母の日にちなんだプレゼント作り(11日まで)	幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑧
	25 魚釣り	マリノ公園で魚つりをする	小学生～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑥・⑧
6	10 父の日プレゼント作り	父の日にちなんだプレゼント作り(15日まで)	幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑧
	20 ミニミニ運動会	上浦地区公民館で運動会をする	乳幼児親子	20組	⑤子育て支援の実施他⑦
	28 4・5・6月生まれの誕生会	4～6月生まれの子どもの誕生会	乳幼児親子	7組	⑤子育て支援の実施他⑥
7	13 ミニミニお泊りキャンプ	児童館でごはんを作ったりレクリエーションをして1泊する	小学生	20名	①遊びによる子どもの育成他⑦
	25 海水浴	マリノ公園の海で泳いだり、スイカ割りをする	乳幼児親子～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑦・⑧
8	1 防災食体験	地域の方に飯ごう炊飯のやり方を学ぶ	小学生	10名	①遊びによる子どもの育成⑥・⑦
	6 生き物観察会(豊後二見ヶ浦)	豊後二見ヶ浦で海の生き物観察をする(講師指導)	幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧
	8 20 滝遊び	滝公園で泳いだり水遊びをする	乳幼児親子～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑦・⑧
	24 夏祭り	レクリエーションのコーナーなどを設けて遊ぶ	乳幼児親子～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑦
9	9 敬老の日プレゼント作り	敬老の日にちなんだプレゼント作りをする(14日まで)	乳幼児親子～	20名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧
	27 7・8・9月生まれの誕生会	7～9月生まれの子どもの誕生会	乳幼児親子	7組	⑤子育て支援の実施他⑥
10	19 魚つり	マリノ公園で魚つりをする	小学生～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑥・⑧
	26 生き物観察会(館内)	番匠おさかな館より生き物を持って来てもらい観察したり説明を聞く	乳幼児親子～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧
11	9 昔の遊びをやってみよう	地域の方に昔の遊びを教わる	小学生～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑥・⑧
	未定 にじりボン	0歳の赤ちゃんとその親と中学生によるふれあい事業	乳幼児親子 中学生	乳幼児親子 3～5組	⑤子育て支援の実施他⑥
	下旬 移動児童館	小学校1～3年生に工作セットを配布する	幼稚園児・小学生	60名	⑥地域の健全育成の環境づくり他①
12	13 10・11・12月生まれの誕生会	10～12月生まれの子どもの誕生会	乳幼児親子	7組	⑤子育て支援の実施他⑥
	14 クリスマス会	ひとり劇じゅんこさんによる講演	乳幼児親子～	50名	①遊びによる子どもの育成他⑥・⑦・⑧
	26 もちつき大会	地域の方といっしょにもちつきをする	小学生～	20名	①遊びによる子どもの育成他⑥・⑦・⑧
	27 大掃除	館内の大掃除をする	小学生～	5名	①遊びによる子どもの育成他⑦
1	4 たこあげ	無地のたこにイラストを描いてマリノ公園であげる	幼児親子～	10名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧
	7 すごろく大会	大きなすごろくを作って子ども自身がコマになって進む	ルールがわかる子	10名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧
2	3 豆まき	節分の由来の紙芝居を見て豆まきをする	乳幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧
3	13 1・2・3月生まれの誕生会	1～3月生まれの誕生会をする	乳幼児親子	7組	⑤子育て支援の実施他⑥
	28 お花見	児童クラブ横の公園でお花見をする	乳幼児親子～	15名	①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応  
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児の子育て支援 3.乳幼児と中・高校生世代などとのふれあい体験の取組 4.地域の子育て支援)  
 ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

## 令和6年度 上浦児童館事業計画

(通 年)

事業名	内 容	実施回数	対象者	参加 予定人数	ガイドライン4章 (児童館の活動内容)
HOTホット広場	毎回1時間程度調理や手芸などを母親と行いその間は子どもの託児を無料で職員が行う	月1回	乳幼児親子	7組	⑤子育て支援の実施他⑥
スマイルキッズ	平川美葵さんによる小学生向けの運動教室	月1回	小学生	10名	①遊びによる子どもの育成他②・③・④
ベビーマッサージ	稲葉慶江さんによるベビーマッサージ講座	月1回	乳幼児親子	7組	⑤子育て支援の実施他⑥
おでかけ農園	上浦地区のいにいなめファームへ出かけ、親子で農作業体験をする。農作業体験以外にもピザ作りをしたり、いにいなめフラワーパークで遊んだりする	2ヶ月に1回	乳幼児親子	7組程度	⑤子育て支援の実施他⑥
避難訓練・安全点検	火災や地震などを想定した避難訓練を行うとともに遊具などの安全点検を行う	月1回	全般	10名程度	7章子どもの安全管理・衛生管理
プラ板制作	プラ板に好きなイラストを描いてキーホルダーなどを作る	月1回	来館者	10名程度	①遊びによる子どもの育成他②・⑤
玄関を飾ろう	毎月児童館玄関に飾る季節の飾りを作る	月1回	乳幼児親子 幼稚園児 小学生	10名程度	①遊びによる子どもの育成他⑤
子育ての悩み相談事業	子育てに関する悩みなどを随時受け付ける。相談内容によっては市役所や保健師、児童家庭新センターHOPEなどへつなげる。	随時	—	—	⑤子育て支援の実施他④・⑥
児童館だより発行	学校・地区回覧に配布／社協ホームページ掲載	月1回	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり他⑤
インスタグラムの公開	児童館だよりや活動の広報を行う	随時	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり他⑤
フェイスブックの公開	児童館だよりや活動の広報を行う	随時	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり他⑤
館内伝言板の活用	他の児童館だより・子育て情報などの掲示等	随時	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり他⑤

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応  
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児支援 3.乳幼児と中・高校生世代等とのふれあい体験の取組 4.地域の子育て  
 ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

## 令和6年度 収支予算計画書(案)(上浦児童館)

### 【収入】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容
指定管理委託料	11,176,000	市受託金
参加費収入	37,500	HOTホット広場、ヨガ教室等参加費
託児利用料	12,000	託児利用料
法人単費	0	
合 計	11,225,500	

### 【支出】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容	
人 件 費	職員給与	200,000	館長給与
	嘱託職員給与	3,184,175	嘱託職員給与・手当
	非常勤職員給与	4,553,400	臨時職員給与
	法定福利費	827,798	厚生員・臨時職員 社会保険・労働保険
	小 計	8,765,373	
事 務 ・ 事 業 費	福利厚生費	43,164	健診、予防接種、互助共励、作業着
	諸謝金	196,000	HOTホット広場、親子エクササイズ等講師謝金
	旅費交通費	18,000	高速道路使用料
	研修費	20,000	研修会資料代・月刊プリプリ
	消耗品費	388,830	事務用品・行事用消耗品
	水道光熱費	759,000	電気・ガス・水道料
	燃料費	10,000	燃料費(行事車輛)
	修繕費	70,000	施設修理
	通信運搬費	78,840	宅配送料・年賀状・電話代(按分)
	業務委託料	79,896	廃棄物処理・電気保安管理委託・ピアノ調律料
	損害保険料	56,680	安全共済・行事用保険
	賃借料	121,500	DVDレンタル料、会場使用料他
	保守料	42,300	電気設備・消防設備点検
	給食費	100,000	行事用材料費
	保健衛生費	50,000	救急用品
	教養娯楽費	80,000	絵本・折り紙、遊具購入等
	渉外費	20,000	ボランティア謝礼品代
	諸会費	10,000	大分県児童館連絡協議会会費
	退職給付引当資産	4,800	
	リサイクル預託金	1,020	消火器リサイクルシール
小 計	2,150,030		
予 備 費	304,000		
次 年 度 繰 越 金	0		
合 計	11,219,403		



# おでかけ農園



# HOTホット広場



# ハッピー誕生日会

# にじりボン



# 防災食体験



# 生き物観察会



# 佐伯兒童館

## 1 運営方針

### **みんなでつくる児童館【みんなでつくり育てていく児童館】**

—地域みんなの力で子どもが育つ児童館を目指して—

社協が実施する地域福祉事業と連動し、健全育成にかかわるさまざまな人や団体に役に立ち、地域における子育て環境の活性化を目指します。

#### **【1】 公平な健全育成事業を提供する児童館をつくります**

- 公の施設であることを自覚し、職員研修を徹底しながら利用者への公平な事業の提供を行います。
- 児童館から、遠い地域の子どもたちに移動児童館事業など開催します。
- 児童館だよりの発行や「ホームページ」「フェイスブック」「Instagram」や市報などの活用により、公平な周知に努めます。

#### **【2】 みんなの意見を聞きながら児童館をつくります**

- 利用者の意見を管理運営に活かせるよう「意見箱」等を設置し、事業実施後のアンケートなどで意見を把握します。
- 学校・児童クラブ・老人クラブ・母親クラブなど各機関や地域住民と信頼関係を構築し、地域に根ざした運営を行います。
- 児童館運営に対する児童、保護者、住民の苦情に対して、謙虚に受け止め対応すると共にネットワークを活用し、迅速かつ適切に解決が図れるようにします。

#### **【3】 安全な児童館をつくります**

- 施設内での利用者の安全に配慮し、「施設の点検」などチェックシートを活用し、事故防止と衛生管理に努めます。
- 地震や津波や火災などを想定した、緊急時の連絡体制の整備や避難訓練を定期開催し、利用者や職員の安全確保に努めていきます。
- 子どもの人権尊重と個人差への配慮や個人情報とプライバシーの保護に努め、職場の倫理を徹底します。
- 研修会に積極的に参加し、緊急事態に備えます。
- 換気・消毒・検温を徹底し、感染症対策に努めます。

#### **【4】 環境に配慮したきれいな児童館をつくります**

明るく、美しい児童館を目指して、花壇、樹木、施設の整備・清掃、玩具の整理整頓に取り組み、利用者が安心して快適に利用できるような児童館をつくります。

#### **【5】 児童館の機能、役割に沿った児童館をつくります**

児童館ガイドラインに沿って、次のことを柱として運営に努めます。

- (1) 遊びを通じて子どもを育てます。
- (2) 子どもの居場所となると共に問題発生を予防し福祉的課題に対応します。
- (3) 保護者の子育てを支援し、子育て共同の場を提供します。
- (4) 地域資源をつなぎ、地域の子育て力を高めます。
- (5) 地域住民の子育ての育成に関する理解を深めます。

## ～ 令和6年度 運営施策について ～

### (1) 遊びを通じて子どもを育てる

自分の力で作り上げる達成感のある遊びの環境や人との出会いから、社会性の獲得に重点を置いて取り組みます。

#### ・取組1【異年齢の子どもの遊び交流と地域の人からの遊び文化の伝承】

\* 異年齢のかかわりを大切にしたい集団遊びを目指し、またさまざまな地域の人との出会いを提供します。

\* 「みんなであそぼう」の声かけや雰囲気づくりにつとめて、学年、学校を超えて誰もが来館しやすい環境づくりを行います。

#### ・取組2【年長児童によるボランティア活動】

\* 児童館行事に参加しながら、自発的な社会活動を目指します。

\* 気持ちいい達成感がえられるような活動の場を提供します。

### (2) 子どもの居場所となると共に問題発生を予防し福祉的課題に対応する

児童館は、日々子どもたちの居場所となり、さまざまな問題が軽微なうちに解決を目指します。

#### ・取組1【連携による対応の充実】

\* 日々の子どもの様子や家庭環境などの変化に早期に気づき、学校や児童家庭相談員などと連携した対応を行います。日常の子育てと健全育成活動の充実を図ります。

### (3) 保護者の子育てを支援し、子育て共同の場を提供する

保護者が孤立した子育てでなく、保護者同士が仲良くなり、成長していくための支援の場とします。

#### ・取組1【家庭での子育ての仕方を知る】

\* 必要な育児についての知識や、集団でのマナーなどを知り、家庭での子育てに活かす支援を行います。子育て、家庭に関する相談を受けます。

#### ・取組2【育児者の仲間づくりを支える】

\* 仲間をつくりやすい環境を設定し、笑顔で対応します。

\* 初めての来館者に、児童館の説明と共に、地域や子どもの年齢など共通点を見つけて保護者同士つながるよう努めます。

### (4) 地域資源をつなぎ、地域の子育て力を高める

地域社会の子育て資源を発掘し、人や団体をつなげ、ネットワークを広げていきます。

#### ・取組1【学校、市内母親クラブ、児童クラブ、つどいの広場等との連携】

\* 団体の会合などに参加し、情報交換を行い、地域の子育て環境づくりを行います。

#### ・取組2【地域資源を活かした活動および交流会の実施】

\* 0歳～80歳までの異年齢の交流により、1人ひとりの地域における子育て力を高めます。

\* 地域の達人を招きます。

\* 社協のネットワークを活かした、児童館ボランティアバンク育成（畑づくり・芝生の管理・講座などの託児ボランティア・食育ボランティア）

### (5) 地域住民の子育ての育成に関する理解を深める

子どもの育成にさまざまな人が関心をもち、正しい知識・態度でかかわっていくための地域意識の啓発に取り組みます。

#### ・取組1【広報活動による啓発】

\* 児童館だより、社協だより・市報・フェイスブック・インスタグラム・ケーブルテレビなどを活かした子どもの健全育成に関する啓発活動を行います。

#### ・取組2【地域へ発信】

\* 地域交流会など、地域の子育てに話し合う場をもつと共に、日頃から地域の方との会話の中から、健全育成を考えます。

#### ・取組3【地域を巻き込んだ環境整備】

\* 児童館前の広場の整備にとともに、緑の芝生で元気に走りまわられる遊び場づくりを地域・保護者等と一緒にすることによって、つながりを深めます。

## 2 職員配置状況

### (1) 館長氏名

塩月 美佳 ( 従事年数 : 2年10ヶ月 )

### (2) 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)等その他職員

職 名	氏 名	従事年数	資格の有無	主たる職務内容
児童厚生員(嘱託職員)	塩月 美佳	17年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	谷川 和己	10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	神河 紀子	13年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	河野 美紀	2年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	澤田 喜代子	9ヶ月	有	
支援員 (非常勤)	古市 めぐみ	1年10ヶ月	無	
支援員 (非常勤)	冽鎌 敦子	1年 9ヶ月	無	
支援員 (非常勤)	杉原 ユリ	8ヶ月	無	

※職名：児童厚生員、支援員、事務員等

※資格の有とは、学校教諭、保育士資格、2年以上児童福祉事業に従事したもの(児童福祉施設最低基準第38条参照)

資格の有無 … 有：児童厚生員、 無：支援員

## 3 施設の状況

### (1) 各室の面積

室 名	面 積(m <sup>2</sup> )	室 名	面 積(m <sup>2</sup> )
集 会 室	28.38	事 務 室	19.35
遊 戯 室	62.81	そ の 他	108.93
図 書 室	10.00		
便 所	20.45		
湯 沸 室	17.05	計	266.97

### (2) 図書状況 計 795 冊

種 類	冊
絵 本	530
児童書	250
図 鑑	15

### (3) 遊具の状況

種 類	数	種 類	数
ピアノ	1	トランポリン	2
木製テーブルサッカーゲーム	1	外遊具	7
大型積み木	1	卓球台	1
ハウス(屋外)	1	一輪車	4

## 4 事業計画書及び収支予算書

(1) 令和6年度事業計画 別紙のとおり

(2) 令和6年度収支予算書 別紙のとおり

# 令和6年度 佐伯児童館事業計画（年間）

月	事業名	内 容	対象	参加 予定人数	ガイドライン
4	交通安全教室	交通安全協会さんの指導の下、交通ルールを学ぶ。	全般	10名	⑤子育て支援の実施 他⑥ 第7章
	児童館お花見会	児童館前の桜を見ながら庭でお弁当を食べ、開放的に遊ぶ。	全般	20名	①遊びによる子どもの 育成 他②⑤
	青空児童館	児童館近くの公園に出かけ、開放的に遊ぶ。	全般	20名	①遊びによる子どもの 育成 他⑤⑥⑦
5	シャボン玉で遊ぼう	さまざまな材料を使ってシャボン玉を楽しむ。	乳幼児親子	延30名	①遊びによる子どもの 育成 他⑤
	保健師・栄養士さんのおはなし	保健師・栄養士さんをお呼びし、身体計測や育児相談をする。	乳幼児親子	10組	⑤子育て支援の実施 他⑥
	いもの苗植え	児童館の畑に地域の方と一緒にいもの苗を植える。	全般	30名	⑤子育て支援の実施 他⑥⑦
	避難訓練	防災機器管理課に協力して頂き、佐伯市内の避難場所へ行き、設備などの説明を聞き見学する。	乳幼児親子	10組	⑤子育て支援の実施 他⑥ 第7章
6	季節の製作	親子で季節の製作を楽しむ。	乳幼児親子	20組	⑤子育て支援の実施 他①
	乳幼児救急法	消防署の方を招き、心肺蘇生法やけがをした時の対処法などを学ぶ。	乳幼児親子	10組	⑤子育て支援の実施 第7章
	ハンドメイドの日	講師を招き、ハンドメイドを楽しむ。	乳幼児親子・ 一般	5名	⑤子育て支援の実施 他⑦
	花の苗植え	花壇やプランターに、花の苗を植える。	全般	15名	⑥地域の健全育成の 環境づくり 他②⑦
7	七夕製作&七夕会	親子で七夕製作をし、歌やパネルシアターを楽しむ。	乳幼児親子	15組	⑤子育て支援の実施 他①
	水遊び	簡易プールでの水遊びを通じ、開放的に遊ぶ。	乳幼児親子	延15名	①遊びによる子どもの 育成 他⑤
	九電さんの電気を学ぼう	電気について学ぶ。その後、オールデンカーでおやつ作りを体験する。	乳幼児親子 ～小中学生	20名	①遊びによる子どもの 育成 他③⑤
	防災学習会	女性防災士さんによる、防災工作を学ぶ。	小中高生	15名	第7章 他③
8	おかいものごっこ	身近にある材料を使って、工作や手作りおもちゃを作る。	小学生 中学生	延50名	①遊びによる子どもの 育成 他⑦
	非常持ち出しリュックの確認	子どもと一緒に、非常持ち出しリュックの中身を確認しながら、防災・防犯意識を高める。	小中高生	15名	第7章 他③
	運動遊び	身体を動かす気持ちよさや楽しさを感じる。	小学生 中学生	15名	①遊びによる子どもの 育成 他⑦
	おにぎりづくり	おにぎりづくりを体験し食べる。	小中高生	15名	②子どもの居場所の 提供 他④
	ランディさんと英語であそぼう	講師を招き、英語を楽しく学ぶ。	小学生	10名	①遊びによる子どもの 育成 他⑦
	ハンドメイドの日	レジン講師を招き、ハンドメイドを楽しむ。	小学生	5名	①遊びによる子どもの 育成 他②⑦
9	季節の製作	敬老の日に向け、親子で製作を楽しむ。	乳幼児親子	延20組	⑤子育て支援の実施 他①
	総合訓練	消防署職員さんの指導の下、水消火器を使用し火災を想定した消防総合訓練を行う。	乳幼児親子	10組	第7章 他⑤
	福祉体験	手話を体験し、耳の不自由な方の気持ちを知り、コミュニケーションの取り方などを学ぶ。	小学生 中学生	15名	⑥地域の健全育成の 環境づくり 他③
	食生活アドバイザーによるおはなし	講師を招き、免疫力を高めるための、腸活や食についての話を聞く。	乳幼児親子・ 一般	10組	⑤子育て支援の実施 他⑦

10	いもほり	地域の方といもを掘り、収穫の喜びを味わう。	全般	50名	⑤子育て支援の実施 他⑥⑦
	親子ミニ運動会	親子・家族のふれあいを目的に運動会を行う。	幼児親子	40組	⑤子育て支援の実施 他⑦
	KIRIKO先生のリズムジャンプ	ジャンプしたり歩いたりして、リズム感や運動能力、脳の活性化を高める。	小中高生	10名	①遊びによる子どもの 育成 他④⑦
11	れい子先生とリトミック	熊谷れい子先生を招き、親子でリトミックを楽しむ。	乳幼児親子	10組	①遊びによる子どもの 育成 他⑥⑦
	青空児童館	児童館近くの公園に出かけ、開放的に遊ぶ。	乳幼児親子	10組	⑤子育て支援の実施 他①⑥
	交流茶会	児童館を拠点として活動している茶道教室と共催し、地域の方や児童館利用者を、お茶でおもてなし交流する。	全般	50名	⑥地域の健全育成の 環境づくり 他⑦ 第8 章
	花の苗植え	花壇やプランターに、花の苗を植える。	全般	15名	⑥地域の健全育成の 環境づくり 他②⑦
12	もちつき大会	もちつきを伝承すると共に、さまざまな人たちと交流を行う。	全般	80名	①遊びによる子どもの 育成 他⑥⑦
	クリスマス会（乳幼児対象）	主任児童委員の方やボランティアの方と交流しながら、絵本や劇などの出し物を楽しむ。	乳幼児親子	25組	⑤子育て支援の実施 他⑥⑦
	クリスマス会（小学生対象）	集団ゲームやクイズなどをして、クリスマス会を楽しむ。	小学生	15名	①遊びによる子どもの 育成 他⑥⑦
	みんなで大掃除	児童館内・外の掃除をして新年を迎える準備をする。	全般	15名	⑥地域の健全育成の 環境づくり
1	避難訓練	避難場所（長島防災高台）まで歩き、避難経路の確認をする。	全般	15名	第7章 他③⑤⑥
	ハンドメイドの日	ポーセラーツ講師を招き、節句のプレートづくりを楽しむ。	乳幼児親子	5組	⑤子育て支援の実施 他⑦
	食生活アドバイザーによるおはなし	講師を招き、免疫力を高めるための、腸活や食についてのお話を聞く。	乳幼児親子	8組	⑤子育て支援の実施 他⑦
	百人一首大会	地域の方を講師に招き、百人一首を楽しむ。	小学生他	15名	①遊びによる子どもの 育成 他⑥⑦
2	節分製作&まめまき会	鬼のお面を製作し、伝統行事のまめまきを楽しむ。	乳幼児親子	15組	⑤子育て支援の実施 他①
	親子でストレッチ	講師を招き、子どももママも楽しみながら気持ちよくなる時間を楽しむ。	乳幼児親子	5組	⑤子育て支援の実施 他⑦
	ハンドメイドの日	講師を招き、ハンドメイドを楽しむ。	乳幼児親子	5組	⑤子育て支援の実施 他⑦
	総合訓練	火災を想定した総合訓練を行う。	全般	10名	第7章 他⑤
3	おひなさま製作&ひな祭り会	親子でおひなさま製作をして、歌や出し物を見てひなまつりを楽しむ。	乳幼児親子	15組	⑤子育て支援の実施 他①
	お別れ会	新年度から幼稚園や保育園に行く子や、転勤などで引っ越しをする親子のお別れ会をする。	乳幼児親子	15組	⑤子育て支援
	避難訓練&青空児童館	津波避難地である城山三の丸を目指し避難する。その後、桜ホール前で遊ぶ。	小学生	15名	①遊びによる子どもの 育成 他②③⑦
	児童館おたのしみ会	地域の方々との交流や、お祭りの雰囲気を楽しむ。	全般	80名	①遊びによる子どもの 育成 他②⑤⑥⑦ 第8章

※全般・・・乳幼児・小・中・高・大人

※児童館ガイドライン参考資料

【第4章 児童館の活動内容】

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもの意見を述べる場所の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応  
⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児支援 3.乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取り組み 4.地域の子育て支援)  
⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

【第7章 子どもの安全対策・衛生管理】

【第8章 家庭・学校・地域との連携】

# 令和6年度 佐伯児童館事業計画(通年)

事業名	内容	実施回数	対象者	参加 予定人数	ガイドライン
みんなの世界	リトミックや絵本を中心に、親子のふれあいを応援する。	週1回	乳幼児親子	5組	⑤子育て支援の実施他①
ぼくらの世界 (幼稚園児)	積み木を通じて、子どもの意欲を育てる子育てを応援する。	月1回	幼稚園児	5名	⑤子育て支援の実施他①
積み木の日 (小中学生)	積み木を通じて、自発性・主体性を養う活動を楽しむ。	年3回	小学生 中学生	各5名	①遊びによる子どもの育成 他②③
レゴの日	レゴを通じて、想像力や集中力を高める。	月2回	小学生 中学生	各10名	①遊びによる子どもの育成 他②
親子スキンシップ	親子で楽しくスキンシップをとりながら、身体を上手につかえるように促す。	月1回	乳幼児親子	7組	①遊びによる子どもの育成 他⑤
プラ板製作	プラ板製作を楽しむ。	月1回	小学生 中学生	15名	①遊びによる子どもの育成 他②
トミカの日	おもちゃ遊びを通じて、子どもや親子の交流を図る。	週1回	乳幼児親子	5組	①遊びによる子どもの育成 他⑤
すまいる広場	特技を持っている地域の方や講師を招き、子どもの手が離れ時間が出来た保護者や、地域の方等の居場所づくりや交流を行う。	年6回	保護者 地域の方	10名	⑥地域の健全育成の環境づくり 他⑦
かがく手品	渡邊哲次郎さんを講師に、科学の不思議を楽しく体験し、地域の方との交流を行う。	月1回	小学生	15名	①遊びによる子どもの育成 他⑦
絵本の読み聞かせ 【読み聞かせ連絡協議会】	絵本の読み聞かせを通じて、地域の方と交流する。	各月1回	乳幼児親子 小学生	7組 15名	⑤子育て支援の実施他⑦
子育てサロン『スリングの輪』・地区社協事業	乳児をもつ保護者と子ども対象としたサロン	月1回	乳幼児親子	10組	⑤子育て支援の実施他⑦
さいき母親クラブ 「地域組織育成活動」	地域の子どものためのボランティア団体「地域の子は皆我が子」	年2回	地域の方	10名	⑦ボランティア等の育成と活動支援 他⑤⑥
いけばな教室 【佐伯児童館伝承教室】	いけばなを通じて季節を身近に感じ親しむ。	月1回	小・中 ・高校生他	15名	⑥地域の健全育成の環境づくり 他③⑦
茶道教室 【佐伯児童館伝承教室】	茶道を通じて、人への思いやりの心を育む。	月1回	小・中 ・高校生他	15名	⑥地域の健全育成の環境づくり 他③⑦
ボランティアの受け入れ	年間を通じてボランティアの受け入れ、年長児童の育成を行う。	随時	中・高校生 他	随時	⑦ボランティア等の育成と活動支援 他⑤⑥
おしゃべり座談会	お茶をしながら気軽に話をする場をつくり、子育て情報や美味しい情報交換をし、リフレッシュする。また、必要に応じて、こども福祉課や保健師、HOPEなどへ繋ぐ。	年2回	子育て中の 保護者	5名	④配慮を必要とする子どもへの対応 他⑤⑥
安全点検	遊び場の点検や周囲の見回りを行う。	毎日	職員	—	第7章 子どもの安全対策・衛生管理
避難訓練・防災安全	避難訓練を行い、防災・防犯の意識と知識を高める。(防災士さんによる講話等)	年12回	乳幼児親子 小学生 職員	—	第7章 他⑥
なんでも意見箱	行事や遊び道具、児童館運営に関する意見をもらう。	随時	全般	—	⑥地域の健全育成の環境づくり 他③⑦
子育てなんでも掲示板・意見箱	児童館など地域の情報を掲示する。	随時	全般	—	⑥地域の健全育成の環境づくり 他⑦
フェイスブック・インスタの更新	インターネットで幅広く活動等を周知する。	随時	全般	—	⑥地域の健全育成の環境づくり
児童館だより発行	旧市内小学校等掲示配布	月1回	全般	—	⑥地域の健全育成の環境づくり

## 令和6年度 収支予算計画書(佐伯児童館)

### 【収入】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容
指 定 管 理 委 託 料	11,118,000	市委託金
負 担 金	17,000	参加費など
繰 入 金	256,000	法人からの繰入金収入
合 計	11,391,000	

### 【支出】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容	
人 件 費	嘱託職員給与	3,806,000	嘱託職員給与・手当・賞与
	非常勤職員給与	4,992,000	非常勤職員給与
	法定福利費	700,000	社会保険料・労働保険料
	小 計	9,498,000	
事 務 ・ 事 業 費	福利厚生費	58,000	健康診断料他
	諸謝金	123,000	親子スキンシップ・リトミック他謝礼
	旅費交通費	5,000	高速道路使用料
	燃料費	5,000	ガソリン代
	研修費	22,000	研修会参加費・書籍代
	消耗品費	230,000	事務用品・コピー用紙代・苗代等
	水道光熱費	773,000	電気代・水道代
	修繕費	100,000	施設修繕代
	通信運搬費	94,000	インターネット使用料・電話代他
	業務委託料	42,000	ごみ処理委託料、ピアノ調律代他
	手数料	1,000	振込手数料
	損害保険料	52,000	児童安全共済他
	賃借料	144,000	体育館使用料他
	給食費	111,000	行事用材料費
	保健衛生費	12,000	薬剤費
	教養娯楽費	80,000	玩具、運動会用品他
	渉外費	10,000	講師手土産代
	諸会費	10,000	県児連会費
	雑費	16,000	ケーブルテレビ使用料
	退職給付引当資産	5,000	
小 計	1,893,000		
合 計	11,391,000		

# 令和6年度 佐伯児童館事業活動計画写真

## 【みんなの世界】

季節のお歌やふれあい遊び、リトミックや絵本などを通し、お子さんの成長を長い目で見守ります。



## 【運動あそび】

体をたくさん動かす楽しさや、お友だちとの関わりを体験します！

## 【食生活アドバイザーのおはなし】

講師を招き、腸活のおはなしやミネラル発酵ドリンクの試飲会を体験。子どもも大人もミネラル不足だよ！



## 【おかいものごっこ】

乳幼児親子と小中学生との交流を目的に、小中学生手作りのお店がオープンします♪

## 【絵本の読み聞かせ】

絵本や手遊びなどを楽しみます。親子さんは家庭での絵本選びの参考に。小学生はあそびの合間の癒しの時間に。



## 【避難訓練・防災学習会】

防災機器管理課、また女性防災士さんにご協力頂き、防災について学びます。

## 地域のみなさんとの交流の場として…

### 【もちつき大会】

昔ながらの臼と杵を使い、もちつきの伝承をすると共に、地域の皆さんが集い交流しながら楽しめます。



### 【すまいる広場】

特技をもっている方などをお呼びし、地域の方を対象に折り紙や絵手紙、筆文字や編み物などを交流しながら楽しめます。



### 【佐伯児童館伝承教室】

佐伯児童館を拠点に活動しており、『茶道教室』『いけばな教室』を体験します。



### 【児童館おたのしみ会】

地域の方にご協力頂き、みんなでお祭りを楽しみます。



### 【かがく手品】

渡邊哲次郎さんを講師に、かがくの不思議を体験したり、竹を使った昔あそびなどを楽しめます。



# 蒲江兒童館

運営主体：佐伯市社会福祉協議会

## 1 運営方針

令和6年度 佐伯市蒲江ふれあい児童館運営方針

児童館のテーマ：「**みんなで作る児童館**」

〈子どもの元気で、地域が元気になる児童館〉

佐伯市蒲江児童館では、地域を巻き込みながら、児童館の機能・役割である「**発達の増進**」「**日常の生活の支援**」「**問題の発生予防・早期発見と対応**」「**子育て家庭への支援**」「**地域組織活動の育成**」を社協の実施する地域福祉事業と連動して行い、住民みんなで作っていき育てていくような児童館運営を行います。

「**みんなで作る（創る・作る・造る）児童館**」を理念として地域のさまざまな子どもや大人がつどい、地域の人に暖かく見守られ、「子どもは地域の宝」として地域ぐるみで育てる環境づくりを進めていきます。また子どもができる地域貢献活動を通じて、地域そのものの活性化を目指していきます。

また児童福祉の拠点として、放課後児童クラブ、子育てサロン、母親クラブ等、子育てに関する組織の育成助長を行うと共に、社協のもつ地域に根ざしたネットワークを生かし、地域団体と連携を深め、佐伯市全域の健全育成に努めてまいります。

### 1【公平な健全育成事業を提供する児童館をつくりまします】

- 公の施設であることを自覚し、職員研修を徹底しながら利用者への公平な事業の提供を行います。
- 児童館だよりの発行や「ホームページ」「フェイスブック」や市報や社協だよりの活用により、公平な周知に努めます。

### 2【みんなの意見を聞きながら児童館をつくりまします】

- 利用者の意見を管理運営に活かせるように「意見箱」等を設置し、また事業実施後のアンケートで意見を把握します。また、「放課後児童クラブ保護者会」「子育てサロン話しあい」「母親クラブの話し合い」等を協議の場として、その意見を活かしていきます。
- 学校、放課後児童クラブ・老人クラブ・母親クラブなど各機関や地域住民と信頼関係を構築し、地域に根ざした運営を行います。
- 児童館運営に対する児童、保護者、住民の苦情に対して、謙虚に受け止め対応すると共にネットワークを活用し、迅速かつ適切に解決が図れるようにします。

### 3【安全な児童館をつくりまします】

- 施設内での利用者の安全に配慮し、「施設の点検」などチェックシートを活用し、事故防止と衛生管理に努めます。
- 地震や津波や火災などを想定した、緊急時の連絡体制の整備や避難訓練を定期的に催し、利用者や職員の安全確保に努めていきます。
  - 子どもの人権尊重と個人差への配慮や個人情報とプライバシーの保護に努め、職場の倫理を徹底します。
  - 研修会に積極的に参加し、緊急事態に備えます。

#### 4【環境に配慮したきれいな児童館をつくります】

- 明るく、美しい児童館を目指して、花壇、樹木、施設の整備・清掃、玩具の整理整頓に取り組み、利用者が安心して快適に利用できるような児童館をつくります。

#### 5【児童館の機能・役割を大切にした児童館をつくります】

児童館ガイドラインに沿って、次のことを柱として運営に努めます。

##### (1) 遊びによる子どもの育成を行います。

- 異年齢の友達、地域の人などの出会い交流から社会性の獲得を促します。
- 児童館利用者も放課後児童クラブ利用者も分け隔てなく共に交流し友だち関係を豊かにします。

##### (2) 子どもの居場所を提供し問題の発生予防に発見と対応をします。

- 児童館は、日々子どもたちの居場所となり、さまざまな問題が軽微なうちに解決を目指します。また子ども自身で解決する力を育てる場になります。
- 日々の子どもの様子や家庭環境などの変化に早期に気付き、学校や保健センターなどと連携した対応を行います。

##### (3) 子育て家庭への支援を実施します。

###### ①保護者の子育てを支援します。

- 保護者が孤立した子育てではなく、保護者同士が仲良くなり、成長していくため支援の場とします。
- 必要な育児についての知識や、集団でのマナーなどを知り、家庭での子育てに活かせるような支援を行います。
- 気楽に立ち寄り話ができるというメリットを活かし相談事業を行うと同時に保護者との会話を大切にし、困難を相談しやすい関係づくりに努めます。

###### ②乳幼児を支援します。

- 優良な絵本・積み木などを利用して、子どもの育成を支援します。

##### (4) 子どもが意見を述べる場を提供します。

- 子どもの話し合いの場を大切にし、子どもの主体的な活動を支援します。

##### (5) 地域の健全育成環境づくりに努めます。

- 放課後児童クラブ保護者・母親クラブ等さまざまな人につながるネットワークや人材を活かし、地域社会の子育て資源の発掘に努めます。
- 学校、自治会、民生委員、企業、公共機関等の団体と協働で事業を行うなど継続的に交流していくことで、子どもへの関心理解を深めます。

##### (6) ボランティアの育成と活動支援に努めます。

- 年長児童(中高生)によるボランティア活動を推進し、自発的な社会活動をめざすと共に成人になっても児童館とのつながりが継続できるように援助・育成します。
- 地域住民がボランティアとして児童館行事に参加できる場を提供します。

##### (7) 配慮を必要とする子どもの対応

- 障がいの有無にかかわらず、子どもがお互い協力しながらできるような活動内容や環境に配慮します。
- 職員が集団援助技術のスキルをいかし、配慮を必要とする子どもを含めた児童が、よりよい集団になるように努めます。

#### 7【地域の活性化に努めます】

- 地域の一員である子どもが、小さいながらも、地域社会の中で役割を担い、地域の活性化に貢献します。

## 2 職員配置状況

### (1) 館長氏名（従事年数）

木許 理恵（1年11ヶ月）（他の職務：児童厚生員）

### (2) 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）等その他職員

職名	氏名	従事年数	資格の有無	主たる職務内容
児童厚生員(常勤職員)	木許 理恵	1年11ヶ月	有	館長
児童厚生員(非常勤)	川野 美規代	16年 9ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	大石 幸代	10年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	後藤 里美	5年 8ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	伊東 恵	4年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	橋本 邦子	4年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	塩月 綾香	3年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	木許 麻弓	3年10ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	平瀬 恵子	2年 8ヶ月	無	
児童厚生員(非常勤)	山田 千恵美	2年 6ヶ月	有	
児童厚生員(非常勤)	宇都宮 由美代	1年 7ヶ月	無	
支援員(非常勤)	高見 千恵	6ヶ月	無	
支援員(非常勤)	橋本 夢叶	1年 6ヶ月	無	

※職名：児童厚生員、支援員、事務員等

※資格の有とは、学校教諭、保育士資格、2年以上児童福祉事業に従事したもの（児童福祉施設最低基準第38条参照）資格の有無 … 有：児童厚生員、 無：支援員

## 3 施設の状況

### (1) 各室の面積

室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
集会室	56.80	事務室	13.34
遊戯室	124.11	音楽室	80.00
図書室	18.90	倉庫他	19.89
便所	38.00	その他	273.85
湯沸室	9.86	計	633.30

※別途園庭 355m<sup>2</sup>

### (2) 図書の状況 計 1440 冊

種類	冊
絵本	975
児童書	264
図鑑	201

(3) 遊具の状況

種 類	数	種 類	数
ピアノ	1	積木	50
滑り台	1	三輪車	7
卓球台	1	一輪車	5

4 事業計画書及び収支予算書

- (1) 令和6年度事業計画 別紙のとおり
- (2) 令和6年収支予算書 別紙のとおり

令和6年度 蒲江児童館事業計画

(年間)

月	事業名	内容	対象	参加 予定人数	ガイドライン
4	交通安全教室	交通安全に関する講習会を実施する。(児童クラブ共催)	小学生	50名	②子どもの居場所の提供⑧
	芝庭で遊ぼう	初めて児童館の利用する方に、児童館を知ってもらう。	乳幼児親子	5組10名	⑤子育て支援(乳幼児支援)⑥
5	こども防災教室	子どもたちに学校以外の場所での避難や防災について考えてもらう。(児童クラブ共催)	小・中学生	40名	②子どもの居場所の提供⑧
	家族へのプレゼントづくり	日ごろ、お世話になっている家族にプレゼントと作り感謝の気持ちを伝える。	小・中学生	30名	②子どもの居場所の提供⑧
6	にじりボン	学校へ行き、乳幼児と保護者と中学生のふれあいを行う。	乳児親子・中学生	10組20名 翔南9年生	⑤子育て支援(中高生世代などの触れ合い体験の取組)他⑥
	発達障害学習会	発達障害の理解を深める。	全般	10組20名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)
	乳幼児救急法	子どものケガや事故の対応の指導を受ける。(母親クラブ共催)	乳幼児親子	5組10名	⑤子育て支援(乳幼児支援)他⑥
7	水遊び	みんなでシャボン玉と水遊びを楽しむ。	乳幼児親子	10組20名	①遊びによる子どもの育成他⑥⑦
	蒲江児童館夕涼み会	地域との交流とお祭りを楽しむ。(児童クラブ共催)	全般	150名	①遊びによる子どもの育成他⑤⑥⑦
8	映画鑑賞会	映画に触れ、非日常を体験する。(児童クラブ共催)	小・中学生	30名	①遊びによる子どもの育成他⑥
	親子体操	親子のスキンシップや体を動かすのを楽しむ。	乳幼児親子	10組20名	①遊びによる子どもの育成他⑤
9	ボディペインティング	絵の具に触れ、水遊びを楽しむ。	乳幼児親子	10組20名	①遊びによる子どもの育成他⑥⑦
	敬老の日交流会	近くの高齢者の集まりに参加し交流を行う。(サロン共催)	乳幼児親子	5組10名	⑥地域の健全育成の環境づくり他⑤
10	かまえさんぽ	蒲江の地域を散策する。(子育てサロン共催)	乳幼児親子	10組20名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援/乳幼児支援)⑥⑦
	蒲江文化芸術祭出展	蒲江の文化芸術祭にいけばな・絵画など作品を出展する。	小学生他	30名	①遊びによる子どもの育成他⑥⑦
11	親子ミニ運動会	乳幼児親子の運動会を行う。	乳幼児親子	20組40名	⑤子育て支援(乳幼児支援)他⑦
	クリスマス飾りづくり	自然素材を使ってクリスマス飾りづくりを行う。(子育てサロン共催)	乳幼児親子	15組30名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)
12	酵素教室	子どもの栄養について学び、調理実習を行う。	乳幼児親子～	7組14名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)他⑥
	クリスマス会&お誕生会	みんなで遊んだり、会食したりしてクリスマスの行事を楽しむ。	乳幼児親子～	20組40名	①遊びによる子どもの育成他⑤⑥⑦

1	七草を食べよう	七草がゆと蒲江の伝統料理を食べて一年の無病息災を願う。	全般	20名	①遊びによる子どもの育成他⑥
	親子パン教室	親子で一緒に作ることを楽しむ。	乳幼児親子～	5組10名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)他⑥
2	節分/交通安全お守り配り	PCOと一緒にみんなで豆まきを行う。(母親クラブ共催)	全般	100名	⑥地域の健全育成の環境づくり他①
	防災教室	防災を学び非常食づくりを行う。(児童クラブ共催)	小学生～	40名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)
3	ひなまつり&お誕生会	ひなまつり行事と1～3月生まれの誕生会を楽しむ。	乳幼児親子	10組20名	⑤子育て支援(乳幼児支援)
	親子遠足	新年度を前に乳幼児親子でお別れ遠足に行く。(子育てサロン共催)	乳幼児親子	10組20名	⑤子育て支援(乳幼児支援)⑥⑦

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応  
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児の子育て支援 3.乳幼児と中・高校生世代などのふれあい体験の取組)  
 4.地域の子育て支援) ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

令和6年度 蒲江児童館事業計画

(通年)

事業名	内容	実施回数	対象者	参加予定人数	ガイドライン	
積木と絵本	積み木・絵本に親しむ。	月2回 水曜日	乳幼児親子	5組程度	⑤子育て支援(乳幼児支援)	
遊びの創造	積木で応用力とひとつの答えを生み出す力を育てる。	月2回 火曜日	主に低学年	5～10名	①遊びによる子どもの育成他⑥	
タッチケア/手形アート	赤ちゃんとのスキンシップと成長の記録。親子のスキンシップの場。	月1回 第2金曜	乳幼児親子	5組程度	⑤子育て支援(乳幼児支援、地域の子育て支援)④	
いけばな教室	いけばなに親しむ。(講師指導)	月2回	低学年の部 高学年の部	各15名程度	⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦	
マリンアート	図工に親しむ。(講師指導)	月1回	小学生	10名程度	⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦	
ルーツキッズダンス	ダンスを通じて、表現活動を行う。(講師指導)	月2回	小学生	10名程度	⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦	
クリーンアップ	清掃活動を行う。	月1回	小中学生他	10名程度	⑦ボランティア等の育成と活動支援他①	
料理クラブ	子どもたちが協力しあい調理を行う。	月1回	小中学生他	10名程度	①遊びによる子どもの育成他⑦	
タグラグビー教室	タグラグビーを通じて、体を動かして遊ぶ。(ラグビー協会指導)	月1回	小中学生他	10名程度	⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦	
蒲江郷土料理教室	地元の方から蒲江の郷土料理を教わり	年3～4回	子育て中の保護者、一般	10名程度	⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦	
親子パン教室	親子でパン作りをし、一緒に作る楽しさを味わう。	年3～5回	乳幼児親子	5～7組	⑥地域の健全育成の環境づくり他①	
ともいっくカフェ	親が子育て中の悩み、モヤモヤ、イライラ、あるなどの体験や不安を話し他と共有することで心身の発散をする。また、自分の長所・能力に気づき子育てのスキルを高め、子育てに活かせるようにする。	年1～3回	子育て中の保護者	各5組	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)他⑥	
子育て相談	随時個別の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、支援など行っていく。	随時	子育て中の保護者	—	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)他⑥	
サードプレイス	中高生のつどいの場・居場所	常時	中高生	数名	④配慮の必要と子どもへの対応他②③⑦	
お誕生会	3カ月に一回、3カ月分のお誕生会を行う。	6, 9, 12, 3月	在宅親子	5組10名	⑤子育て支援(保護者の子育て支援)他⑥	
児童館だより発行	学校・クラスに掲示/社協HP掲載	月1回	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり	
館内伝言板の活用	他の児童館だより・子育て情報などを行う。	月～土	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり	
フェイスブック/インスタの公開	児童館だよりや活動の広報を行う。	随時	—	—	⑥地域の健全育成の環境づくり	
避難訓練・安全点検	避難訓練を行い、防災・防犯の意識と知識をたかめる。遊び場の安全点検を行う。	月1回	全般	平均20名	7章子どもの安全管理・衛生管理	
母親クラブ	マンボウ母親クラブ	子育てサロンなどの託児など、ボランティア活動を行うための支援を行う。(運営支援)	不定	地域の方	20名程度	⑥地域の健全育成の環境づくり

子育てサロン	エンゼル	乳幼児をもつ保護者が親しくなることを目的に、さまざまな企画をして楽しむ。(運営支援)	月1回	乳幼児 親 子	10組程度	⑥地域の健全育成の環境づくり⑤
--------	------	--	-----	---------------	-------	-----------------

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応  
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児の子育て支援 3.乳幼児と中・高校生世代などとのふれあい体験の取組)  
 4.地域の子育て支援) ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

令和 6年度 収支予算計画書(蒲江児童館)

【収入】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容
指 定 管 理 委 託 料	8,491,000	
参 加 費 収 入	291,000	行事参加費
<b>合 計</b>	<b>8,782,000</b>	

【支出】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容
人 件 費	職員給与	670,400 職員給与
	職員諸手当	119,200 職員交通費・諸手当
	職員賞与	318,440 職員賞与
	非常勤職員給与	5,568,000 非常勤児童厚生員賃金・交通費
	退職共済掛金	221,280 1名
	互助共励事業預け金支出	4,800 1名
	法定福利費	517,135 社会保険料・労働保険料
	<b>小 計</b>	<b>7,419,255</b>
事 務 ・ 事 業 費	福利厚生費	29,869 予防接種・健診費用
	諸謝金	229,000 積み木・タグラグビー・いけばな教室・節分他謝礼
	旅費交通費	17,280 研修会参加に伴う高速料
	研修費	10,000 研修費・資料代他
	消耗品費	165,000 コピー用紙・コピーカウント・日用品他
	水道光熱費	141,000 電気・水道・ガス代
	燃料費	17,500 研修会など車両燃料費
	修繕費	100,000 建物修繕他
	通信運搬費	56,370 電話代・ネット利用料他
	業務委託料	19,600 ゴミ処理料・ピアノ調律費
	手数料	2,000 振込手数料
	損害保険料	38,350 児童共済・職員保険、行事保険
	賃借料	17,000 駐車場代他
	給食費	85,000 料理教室他食材費・イベントお菓子等
	保健衛生費	5,000 消毒液他
	教養娯楽費	314,000 絵本・積木他 おもちゃ代・花代
	渉外費	4,000 手土産代
	諸会費	10,000 連絡協議会会費
	雑費	8,760 ケーブルテレビ使用料
	<b>小 計</b>	<b>1,269,729</b>
予 備 費	93,016	
次 年 度 繰 越 金	0	
<b>合 計</b>	<b>8,782,000</b>	

# 令和6年度 蒲江児童館 通年事業活動計画 小学生以上

1年間登録制で活花、アート、料理、ダンスなどに参加できる小学生以上事業で、教室の少ない蒲江地域でも様々な体験し、学べる機会をつくり、継続的に学べる場を作る。  
また、地域行事にも参加し地域とのつながりの場として活用する。



料理クラブ



マリンアート



タグラグビー



遊びの創造

ルーツキッズダンス



いけばな教室



# 令和5年度 蒲江児童館 通年事業活動計画 乳幼児親子向け

乳幼児親子が触れ合いや、制作をしたり、季節の行事を楽しみながら、保護者も交流できる場をそれぞれの事業で提供する。



ベビーマッサージ



わくわく積み木



季節の行事



子育てサロン他



# 令和5年度 蒲江児童館 その他事業活動計画

乳幼児から大人まで地域との交流の場として、防災学習など身近な情報を提供していく。



親子防災など



交流事業など



学校事業など



# 弥生児童館

運営主体：社会福祉法人 子ども未来ネット弥生

## 1 令和6年度 佐伯市弥生児童館運営方針

弥生児童館は、地域の子どもたちと子どもに関わる大人たちの地域活動の拠点及び居場所としてさまざまな事業を行います。

児童館ガイドラインに沿って児童館運営を行い、様々な施設・機関・団体と連携してすべての子どもを支える豊かな地域づくりをし、児童福祉施設としての機能と役割を発揮し、「親しまれ、信頼される児童館」を目指します。

- (1) 児童に健全な遊び場の提供と集団的または個別的な支援に努めます。
  - ①楽しく安心して遊べる、自由な「遊びの空間」を提供します。
  - ②子どもの自主的・主体的な活動を尊重し、自己効力感や自己肯定感の醸成を支援します。
  - ③個々の子どもの発達や個性にそって適切な対応に努めます。
  - ④明るくあいさつと誠実で温かな言動に心がけ、利用者との信頼関係を構築します。
  - ⑤活動においては、異年齢集団を形成して、様々な活動に主体的に取り組めるよう支援します。
  
- (2) 地域の関係機関・団体と連携・協力を図ります。
  - ①児童館・児童クラブ・こども園・小中学校・児童館運営委員会弥生地区委員・自治会・民生委員会・振興局等の代表を構成メンバーとする運営連絡会を開催し、地域の子育て課題を明確にし、児童の健全育成に努めます。
  - ②学校や社会福祉協議会を通じて中高生に各種行事に参加・協力してもらい、青少年ボランティアの育成に努めます。
  - ③母親クラブ(ワイワイサークル・ほっとまま)と連携しながら行事を実施します。
  - ④育児サークル活動への場所の提供や助言等その推進を支援します。
  - ⑤いじめや不適切な養育等が疑われる場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
  
- (3) 地域福祉の拠点施設を目指します。
  - ①いろいろな遊びの紹介、伝承遊びの継承を図ります。
  - ②子育て家庭の悩みや相談を受け、子育ての交流の場を提供します。
  - ③行事に地域の方を招待したり、福祉施設の行事に参加したりします。
  
- (4) 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めます。
  - ①施設・設備の常時点検と共にチェックリストによる定期的な安全点検を実施し、利用者・職員の事故防止を図ります。
  - ②災害時や緊急時の避難体制を整備し、利用者の安全確保を図ります。

③花壇の手入れや行き届いた清掃など児童館内外の環境美化や衛生管理に努め、心やすらぐ空間作りに取り組みます。

(5) 地域に開かれた児童館を目指します。

①育児サークル等子育てに関わる機関・団体に広く活動の場を提供します。

②児童館だよりやホームページの活用、ケーブルテレビ等への情報提供等により広く行事や活動を知らせ、児童館の存在を正しく知ってもらうと共に、その活動に地域住民の理解や協力が得られるようにします。

(6) 職員の資質向上を図ります。

①児童厚生員としての専門的知識と技術を習得する研修を行います。

②子どもや保護者を支援する立場としての自覚を持ち、公平公正を心がけ、正しい倫理観の養成・保持に努めます。

③災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、新しい情報を収集しながら互いに研鑽を積みます。

## 2 職員配置状況

(1) 館長氏名： 植木 優子 (従事年数 14年10ヶ月)

(2) 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)等その他職員

職名	氏名	従事年数	資格の有無	主たる職務内容
児童厚生員	植木 優子	14年10ヶ月	有	館長
〃	御鱗 未樹	10ヶ月	有	

※ 職名：児童厚生員、支援員、事務員等

※ 資格の有とは、学校教諭、保育士資格、2年以上児童福祉事業に従事したもの(児童福祉施設最低基準第38条参照)

※ 資格の有無 … 有：児童厚生員、 無：支援員

## 3 施設の状況

(1) 各室の面積

室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
集会室	32.50	湯沸室	8.20
遊戯室	71.00	事務室	20.00
図書室	32.50	その他	76.65
便所	19.25	計	260.10

(2) 図書の状況 計980冊

種類	冊	種類	冊
絵本(大型含)	1,000	図鑑	50
紙芝居	85	児童書	100

(3) 遊具の状況

種類	数	種類	数
卓球台	2	すべり台(屋外)	1
トランポリン	1	ハッピーアニマル	1
大型ブロック	1	ハウス(屋外)	1
大型積み木セット	1	ままごとセット他	1
ピアノ	1	レゴ・ドミノ	各1

## 4 事業計画書及び収支予算書

(1) 令和6年度事業計画 別紙のとおり

(2) 令和6年度収支予算書 別紙のとおり

## 令和6年度 弥生児童館 事業計画

(年間)

月	事業名	内容	対象	参加予定数	講師・連携等	ガイドライン4章
4	野鳥観察会	弥生の児童クラブと合同で実施し、春の山王公園に来る渡り鳥の観察をする	小学生	20人	おさかな館	1・6・8
5	母の日のプレゼントを作ろう	日頃お世話になっている母親等にプレゼントを作り手紙を添える	小中学生	15人	川上 由美氏 母親クラブ	1・5・6
6	父の日のプレゼントを作ろう	日頃お世話になっている父親等にプレゼントを作り手紙を添える	小中学生	15人	川上 由美氏 母親クラブ	1・5・6
	パネルシアター	DANパネ団による歌やパネルシアターを楽しむ	乳幼児親子 こども園 小学生	30人	DANパネ団 やよいこども園 にじいろこども園	1・5・6
	オリジナルTシャツを作ろう	オリジナルデザインで子どもにTシャツを作る	乳幼児親子	15組		5
7	みずあそび	ビニールプールで、乳幼児が水遊びを楽しむ	乳幼児親子	30組 (10組×3回)	中学生ボランティア	1・5・7
8	うんどうあそび	運動遊びを通して親子のスキンシップを図ると共に子どもの発達を促し、親のリフレッシュも図る	乳幼児親子	5組	渡邊 亜由美氏	1・5
	オリジナルTシャツを作ろう	自分でデザインし、Tシャツづくりを楽しむ	小学生	10人	中学生ボランティア	1・7
	夏の自然体験(SUP)	地域の自然の厳しさや美しさを感じながら、SUPを楽しむ	小学生 (高学年)	5人	おさかな館 番匠川活動支援センター	1・5・6
10	防災学習会	防災に対する知識を学び、浸水や津波等の災害に直面したときに落ち着いて行動できるようにする	小学生 中学生	10人	社協 弥生支部	6
	やよいんピック	未就園児親子が交流しながら運動会を楽しむ	乳幼児親子	30組		1・5
11	乳幼児・中学生ふれあい体験	中学生と乳幼児親子の交流を通して、中学生は家庭の大切さを理解し、親は子どもの成長の展望を持つ機会にする	乳幼児親子	15組	昭和中学校 保健師	1・5・6
12	ゆく年くる年	オリジナルカレンダーを製作し、お話会で交流をする	乳幼児親子	7組		5
2	ハッピー♡バレンタイン	製作やクッキングを楽しむとともに交流をする	小中学生	10人		1
3	児童館まつり	こどものまつりを地域と連携し行う	乳幼児親子 ~高校生	500人	児童クラブ 母親クラブ 地域	1・6・8

### 児童館ガイドライン4章

- 1, 遊びによる子どもの育成
- 2, 子どもの居場所の提供
- 3, 子どもが意見を述べる場の提供
- 4, 配慮を必要とする子どもへの支援
- 5, 子育て支援の実施
  - (1) 保護者の子育て支援
  - (2) 乳幼児支援
  - (3) 乳幼児と中・高校生世代との触れ合い体験の取組
  - (4) 地域の子育て支援
- 6, 地域の健全育成の環境作り
- 7, ボランティア等の育成と活動支援
- 8, 放課後児童クラブの実施と連携

令和6年度 弥生児童館 事業計画

(通年)

事業名	内容	実施回数	対象者	参加予定人数	講師・連携等	ガイドライン4章
ふれみらパーク	季節の行事や親子で楽しめる遊びを通して乳幼児親子の交流を図る	月3回	乳幼児親子	7組		1・5
リトミック	音楽を通して親子のスキンシップを図るとともに、子どもの心身の発達を促す	年2~3回	乳幼児親子	8組	橋井 陽子氏	1・5
らんらん (園庭開放・園内見学)	やよいこども園の園庭で園児と一緒に親子で遊び交流する また園内見学や給食試食会をし、入園の情報を得る機会にする	月2回	乳幼児親子	5組	やよいこども園	1・5・6
おでかけしよう	にじいろこども園や地域に出かけ、交流や活動をし、地域の良さを知る	随 時	乳幼児親子	5組	にじいろこども園	1・5・6
九電でんきのはなし	節電の大切さ・方法を知り、エコ生活に繋げたり、生活に必要な電気について知る	年3回	乳幼児親子 小学生	7組 小学生10人	九州電力 佐伯営業所	3・5
おじいちゃん☆おばあちゃんといっしょ	弥生デイサービスに出向き、利用者と交流する	年2~3回	乳幼児親子 ~高校生	10人	弥生デイサービス 児童クラブ	1・5・6・8
ママとキッズの ハッピータイム	食の悩みや情報を共有したり、調理したりして、食について学ぶ機会にする	年3回	乳幼児親子	5組		5
ママのハッピータイム	母親が子どもと離れ、製作やクッキング等を行うことで交流やリフレッシュを図る また地域(講師)と関わることでネットワークを築き、子育てしやすい環境作りをする	年3回	保護者	10人	川上 由美氏 他	5・6
こっこルーム	子どもの育ちや子育ての関心ごとを、保護者同士の情報交換や講話を聞くことで、自分に合う子育ての参考にする	年2~3回	保護者	5組	栄養士他	5
食☆探検隊	小学生が「食」について体験的に学習することで「食」に関する知識と「食」を選択する知識を育て、健全な食生活が送れる機会にする	年3回	小学生親子	5組	母親クラブ	1・2・3・6
音楽隊	弥生地域の小学生が楽器やダンスの練習をし、児童クラブや地域で披露・発表する	年6回	小学生	10人	児童クラブ	1・2・3・8
俳句に親しもう	人や自然、季節から感じることを俳句で表現するコンテストにも投句する	月1回	小学生		児童クラブ	1・5・6・8
ボランティア体験	中学生・大学生が児童館・児童クラブの行事の準備をしたり子どもと遊び交流する さらに地域社会でも自発的に活動ができるよう支援する	随 時	中高生 大学・専門学校生		昭和中学校 社協弥生支部	1・2・3・4 6・7・8
子育てサークルとの 連携・支援	弥生母親クラブワイワイサークルへの支援と連携	週1回	ワイワイサークル			1・5・6
	弥生母親クラブほっとままとの連携	随時	ほっとまま			5・6
	弥生読み語りたいおはなしやさんへの支援と連携	月1回	弥生おはなしやさん			5・6
児童館・児童クラブ 運営連絡会	小・中学校長・振興局長・民生委員長・自治会長・運営委員・児童館・児童クラブ・こども園職員が連携し、情報交換・相互交流を深め弥生地域の子どもの健全育成に資する	年1回	地域 職員	委員(14人)		5・6
子ども食堂	ひとり親家庭を対象に、手作りの食事の提供・孤食の解消・交流・コミュニケーションを目的に子育て支援の輪を広げる	月1回	ひとり親 家庭	親子15組	佐伯市母子 寡婦福祉会 地域ボランティア	1・2・3・4 5・6・7

(通年)

事業名	内容	実施回数	対象者	参加予定人数	講師・連携等	ガイドライン4章
子どもの居場所づくり	話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用できるよう、環境を整え、子どもの自主性・社会性を育む援助をする	随時	小学生 ～高校生			2・4
子育て相談	気軽な会話を通じて、また、個別相談等をし、必要に応じて各機関と連携し、支援する	随時	保護者		児童家庭支援センター HOPE	4・5・6
避難訓練	火災・地震・津波・風水害・不審者侵入を想定し訓練する	月1回	乳幼児親子 ～高校生 職員		消防署	7章
安全点検	施設や遊具の安全点検を行う	月1回				7章
児童館だよりの発行・配布	・乳幼児版 月行事予定と行事のお知らせ ・小学生版 事業のお知らせと参加者募集	月1回 年4～6回	乳幼児親子 小学生		弥生地区小学校 昭和中学校	6章 8章
ホームページによる情報発信	児童館・子育て支援センターの活動を広く地域・住民に知らせる	随時	全域			6章
子育て関連の情報掲示	児童館・子育て支援センターの年間の活動の様子を写真で掲示し、他の子育て支援関係施設・団体の情報も掲示紹介する	随時			市内児童館 子育て拠点	6章 8章
リサイクル運動	母親クラブ(ワイワイサークル)と一緒にウエスを回収し、リサイクルする	年間	全域			6章 8章

## 児童館ガイドライン4章

1. 遊びによる子どもの育成
2. 子どもの居場所の提供
3. 子どもが意見を述べる場の提供
4. 配慮を必要とする子どもへの支援
5. 子育て支援の実施
  - (1) 保護者の子育て支援
  - (2) 乳幼児支援
  - (3) 乳幼児と中・高校生世代との触れ合い体験の取組
  - (4) 地域の子育て支援
6. 地域の健全育成の環境作り
7. ボランティア等の育成と活動支援
8. 放課後児童クラブの実施と連携

令和6年度 収支予算計画書(弥生児童館)

【収入】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容
指 定 管 理 委 託 料	8,170,000	市委託料
負 担 金	10,000	参加費・材料費等
繰 入 金	0	
繰 越 金	0	
合 計	8,180,000	

【支出】

単位:円

項 目	当初予算額	内 容
人 件 費	職員給与	4,195,000 職員2名
	職員諸手当	1,555,000 期末手当・通勤手当
	非常勤職員給与	5,000
	退職給付費用	151,000
	法定福利費	899,000
	小 計	6,805,000
事 業 費	給食費	100,000 行事食材
	保健衛生費	3,000 消毒・ハンドソープ等
	保育材料費	180,000 教材
	水道光熱費	450,000 電気・ガス・水道
	燃料費	20,000 ガソリン・灯油
	消耗器具備品費	70,000 防災用品等
	保険料	40,000 児童安全共済・イベント保険
	賃借料	57,000 会場使用料等
	小 計	920,000
事 務 費	福利厚生費	50,000 健康診断・予防接種・互助会負担費
	職員被服費	50,000 ユニフォーム
	旅費交通費	20,000 出張旅費
	研究研修費	10,000 研修参加費・教材費
	消耗品費	80,000 事務用品・コピーカウント料
	印刷製本代	5,000 チラン印刷
	修繕費	20,000 電気・遊具等
	通信運搬費	110,000 電話・インターネット・情報ネットワーク使用料・切手等
	その他の委託料	40,000 講師料等
	手数料	33,000 メール年会費・消防点検料・振込手数料
	賃借料	12,000 コピー機リース
	渉外費	10,000 講師茶菓子等
	諸会費	10,000 県児連協議会会費
	雑費	5,000
	小 計	455,000
合 計	8,180,000	

## 令和6年度 弥生児童館活動計画写真



こっこルーム

子どもの育ちや子育ての関心ごとを、保護者同士の情報交換や、講話を聞くことで、自分に合う子育ての参考にする。

ふれみらパーク



親子で製作したり、季節の行事を楽しんだりしながら交流を図る。

ママのハッピータイム

母親が子どもと離れ、製作やクッキング等を行うことで、交流やリフレッシュを図る。また、地域（講師等）と関わることで、ネットワークを築き、子育てしやすい環境作りをする。



## 食☆探検隊



小学生が、「食」について体験的に学習することで、「食」に関する知識と「食」を選択する力を育て、健全な食生活が送れるようにする。



## 子ども食堂



ひとり親家庭を対象に、手作り食事の提供・孤食の解消・交流・コミュニケーションを目的に子育て支援の輪を広げる。

## ボランティア体験



昭和中学生・高校生が、児童館や児童クラブの行事の準備をしたり、子どもと遊び、交流したりする。ボランティアとして関わることで児童館だけでなく、地域社会でも自発的に活動ができるよう支援する。

○佐伯市児童館条例

平成17年3月3日

条例第163号

改正 平成18年3月29日条例第13号

平成21年3月31日条例第13号

平成25年9月30日条例第35号

平成25年12月27日条例第50号

平成26年9月30日条例第27号

平成26年12月24日条例第37号

平成31年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 本市は、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることによって、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設として児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 小型児童館

名称	位置
佐伯市佐伯児童館	佐伯市中の島3丁目13番21号
佐伯市上浦児童館	佐伯市上浦大字浅海井浦489番地10
佐伯市弥生児童館	佐伯市弥生大字上小倉1211番地

(2) その他児童館

名称	位置
佐伯市蒲江児童館	佐伯市蒲江大字蒲江浦5101番地25

(定義)

第3条 この条例において「児童」とは、本市内に居住するおおむね小学校の課程を修了するまでの者をいう。

(事業)

第4条 第2条各号の表に掲げる児童館（以下「児童館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に健全な遊びの場を提供するとともに、必要に応じ集団的又は個別的な指導を行うこと。
- (2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全な育成を目的とする団体の活動の育成及び助長をすること。
- (3) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関すること  
(佐伯市佐伯児童館及び佐伯市弥生児童館を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童の健全な育成を図るため、市長が必要があると認める事業  
(準用規定)

第5条 前条第3号の放課後児童健全育成事業の実施については、佐伯市放課後児童クラブ条例（平成18年佐伯市条例第12号）第7条から第13条までの規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、児童館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務（第18条において「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 第4条各号に規定する事業に関すること。
- (2) 児童館の施設（附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。）及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の運営に関する業務のうち、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の管理指定期間)

第8条 指定管理者が児童館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日のときは、当該日）から起算して5年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(職員)

第9条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第10条 児童館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 佐伯市佐伯児童館 午前9時から午後6時まで
  - (2) 佐伯市上浦児童館及び佐伯市弥生児童館 午前8時30分から午後5時まで
  - (3) 佐伯市蒲江児童館 午前9時から午後5時30分まで
- (休館日)

第11条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (利用者の範囲)

第12条 児童館は、次に掲げるものが利用することができる。

- (1) 児童。ただし、乳幼児については、保護者が同伴する場合に限る。
  - (2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全育成を目的とする団体
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が児童館を利用させることが適当と認めるもの
- (利用の届出等)

第13条 児童館を利用しようとする者（乳幼児については、これに同伴する保護者）は、あらかじめ住所、氏名、年齢その他規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

2 前条第2号の団体が利用しようとする場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、児童館の管理上必要な条件を付することができる。

3 前項の場合において、指定管理者は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館を利用させないことができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設を滅失、損傷等させるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、児童館の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は施設の利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 児童館の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(使用料)

第16条 利用者（佐伯市上浦児童館を利用する者を除く。）は、別表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、本市内の団体等が児童の健全育成を目的として利用する場合の使用料は、無料とする。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 児童館の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、指定管理業務を第1条に規定する目的に沿って誠実に行わなければならない。

- 2 指定管理者は、指定管理業務を善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- 3 指定管理者が児童館の管理のため行う指示は、指定管理業務に必要な範囲内でなければならない。

(原状回復の義務等)

第19条 施設を滅失させ、又は損傷等させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第20条 児童館の適正な管理及び円滑な運営を図るため、佐伯市児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、児童館の適正な管理及び円滑な運営を図る観点から、児童館が行う事業について意見を述べるものとする。

(運営委員会の組織)

第21条 運営委員会に委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、11人以内とし、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 主任児童委員
- (3) 児童健全育成団体代表
- (4) 教育関係代表
- (5) 児童館が所在する地区の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の会長及び副会長)

第22条 運営委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によって選任する。

(運営委員会の会議)

第23条 運営委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の佐伯市児童館の設置及び管理に関する条例（平成9年佐伯市条例第12号）、上浦町児童館の設置及び管理に関する条例（平成5年上浦町条例第3号）、弥生町児童館設置及び管理に関する条例（平成7年弥生町条例第2号）又は蒲江ふれあい児童館の設置及び管理に関する条例（平成15年蒲江町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の佐伯市児童館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐伯市児童館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの利用許可に係る旧条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定による佐伯市上浦児童館の管理の委託は、施行日から平成18年8月31日までの間は、新条例の規定にかかわらず、なお旧条例の例による。

5 佐伯市上浦児童館の施行日以後はじめて指定する指定管理者の管理指定期間は、新条例第8条の規定にかかわらず、平成18年9月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月31日条例第13号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第35号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第50号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第4条、第5条、第15条、第17条、第18条、第24条、第25条、第27条から第32条まで、第35条、第37条から第46条まで、第56条、第60条、第66条及び第73条の規定による改正後の各条例の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条、第10条、第14条、第20条、第25条から第28条まで、第31条、第55条から第57条まで、第62条、第64条、第66条から第70条まで及び第74条から第81条までの規定による改正後の各条例の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

1 佐伯市佐伯児童館

区分	使用料		備考
	単位	金額	
集会室	1時間につき	320円	1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき210円とする。 2 利用時間に1時間に満たない端数が生じる場合には、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は1時
遊戯室	1時間につき	320円	

			間とする。
--	--	--	-------

## 2 佐伯市弥生児童館

区分	単位	基本使用料	超過使用料	夜間使用料	備考
集会室 児童クラ ブ室 遊戯室	(4 (時間 まで につ き)	(1,100円 1,100円 1,100円	(210円 4 210円 時間 を 超 え る と き 1 時 間 に つ き)	(210円 午 後 6 時 か ら 1 時 間 に つ き)	1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき550円を加算する。 2 ガス設備を使用する場合は、その実費を加算する。 3 休館日に利用する場合は、使用料の2割を加算する。 4 弥生振興局内に住所を有しない者が利用する場合は、料金の3割を加算する。

## 3 佐伯市蒲江児童館

区分	使用料	備考
ふれあいルーム プレイルーム クラブルーム及びオー ディオルーム	1時間につき 320円 1時間につき 320円 1時間につき 320円	1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき使用料の5割に相当する額を加算する。 2 利用許可を受けた時間を超過して利用する場合は、超過1時間(1時間に満たないときは1時間とする。)につき当該1時間当たりの使用料を加算する。

○佐伯市児童館条例施行規則

平成17年3月3日

規則第96号

改正 平成18年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐伯市児童館条例（平成17年佐伯市条例第163号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録又は利用の申請)

第2条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、児童の性別、生年月日、所属及び緊急連絡電話番号とする。

2 条例第13条第1項の規定による児童館の利用の届出は、児童館利用者登録申請書（様式第1号）を毎年4月20日までに条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、利用者登録を受けることによつて行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第13条第2項の規定により児童館の利用の許可を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、児童館利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の場合において、指定管理者が認める簡易な利用については、児童館備付けの児童館利用申込簿に所定の事項を記入することにより、同項の申請書の提出に代えることができる。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により児童館の利用を許可するときは、児童館利用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 条例第13条第1項の規定による届出をした者又は同条第2項の許可を受けた団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。
- (2) 施設内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。
- (3) 利用を終了したときは、施設内を整理・整とんすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上の必要から指定管理者が行う指示に従うこと。

(事業計画及び事業報告)

第5条 指定管理者は、児童館の適正な管理及び運営を図るため佐伯市児童館運営委員会の意見を聴き、毎年4月末日までに児童館運営事業計画を策定し、及び毎年5月末日までに児童館実績報告書を作成して市長に提出するものとする。

(帳簿等の備付け)

第6条 児童館には、次に掲げる帳簿等を備え付けるものとする。

- (1) 利用許可台帳
- (2) 児童館日誌
- (3) 業務日誌
- (4) 利用者登録台帳
- (5) 会計管理に関する帳簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐伯市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年佐伯市規則第14号）、上浦町児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年上浦町規則第3号）、弥生町児童館設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年弥生町規則第13号）又は蒲江町ふれあい児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年蒲江町規則第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の佐伯市児童館条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の佐伯市児童館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

児童館利用者登録申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊦  
緊急連絡電話番号

児童館利用のため登録を受けたいので、申請します。

お子さんの氏名	ふりがな	性別	生 年 月 日	満年齢	所 属
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
備 考	1 年度児童安全共済制度(保険)に加入しますので、利用されるお子さんは、 正確に記入してください。 2 保険料は、児童館で負担します。				

様式第2号(第2条関係)

児童館利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所  
氏名又は団体名  
代表者名 ①  
電話番号

次のとおり児童館を利用したいので、佐伯市児童館条例第13条第2項の規定により申請します。

なお、利用に当たっては、佐伯市児童館条例施行規則の規定を守ります。

利 用 目 的			
利用予定人員	人		
利 用 日 時	月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで		
利 用 施 設			
冷暖房の使用	要	時 分から 時 分まで	否
備考			

様式第3号(第3条関係)

児童館利用許可書

年 月 日

住 所  
氏 名 様

指定管理者

印

佐伯市児童館の利用を次のとおり許可します。

利用目的	
利用予定人員	人
利用日時	月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
利用施設	
冷暖房の使用	要 ( 時 分から 時 分まで) ・ 否
使用料	円
許可条件 1 佐伯市児童館条例施行規則の規定を守ること。 2 施設内における事故又は所持品の盗難等については、一切責任を負いません。	

( 係)

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

(別紙)

## 「児童館ガイドライン」

### 第1章 総則

#### 1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

#### 2 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

#### 3 施設特性

##### (1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

##### (2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

### (3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

#### ① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

#### ② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

#### ③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

## 4 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

### 1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定す

るとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

## 2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

## 3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

## 第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

### 1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用す

る。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

## 2 子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

## 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

## 4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

## 5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

## 第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

### 1 遊びによる子どもの育成

- (1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

### 2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

### 3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

### 4 配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力

できるよう活動内容や環境について配慮すること。

- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。

## 5 子育て支援の実施

### (1) 保護者の子育て支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

### (2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

### (3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意

義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。

- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

#### (4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

### 6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

### 7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

### 8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
  - ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう

遊びや活動に配慮すること。

- ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
  - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

## 第5章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

### 1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

### 2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

### 3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者に関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。

- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

#### 4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
  - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
  - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
  - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
  - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

#### 5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

### 第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

## 1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
  - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
  - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
  - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

## 2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

## 3 運営管理

### (1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

### (2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

### (3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的開催する他、臨時的に対応すべき事項が生

じた場合は、適宜開催すること。

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
  - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
  - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
  - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
  - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
  - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
  - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
  - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
  - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

## 第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

## 1 安全管理・ケガの予防

### (1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

### (2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

### (3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

## 2 アレルギー対策

(1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。

(2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

## 3 感染症対策等

(1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

(2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために

臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

#### 4 防災・防犯対策

##### (1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

##### (2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

##### (3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

##### (4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

#### 5 衛生管理

(1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。

(2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。

(3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

### 第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

#### 1 家庭との連携

(1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

(2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、

子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

## 2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

## 3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

## 第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

### 1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

## 2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

## 3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

### ※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 「放課後児童クラブ」とは、法第6条第3項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。

